

令和6年3月21日

長崎県水産部

くろまぐろの割当量の配分について

対馬市漁業協同組合長会、五島漁業協同組合長会及び県北漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和6年3月8日変更）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき海区间の割当量の配分について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

< 配分前 >

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
対馬海区の小型魚割当量	379.684 トン	16.625 トン	396.309 トン
五島海区の小型魚割当量	72.797 トン	34.095 トン	106.892 トン
県北海区の小型魚割当量	15.308 トン	11.052 トン	26.360 トン

< 配分後 >

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
対馬海区の小型魚割当量	372.094 トン	16.215 トン	388.309 トン
五島海区の小型魚割当量	72.797 トン	38.095 トン	110.892 トン
県北海区の小型魚割当量	15.308 トン	15.052 トン	30.360 トン